平成２２年（フ）第４６９号
愛媛県松山市朝生田町２丁目４番７号　ロータスハイツ513号
債務者　西村　隆弘
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１１号
高知市鷹匠町１丁目３番１―204号
債務者　毛利　慶史
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８７号
高知県土佐市高岡町甲243番地の２
債務者　平井　益子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０２号
高知市薊野北町４丁目14番15―11号
債務者　岡崎　　靖
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０４号
高知県土佐市高岡町丙26番地19
債務者　中妻　清子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１０号
高知県香南市赤岡町2132番地６
債務者　近森　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３２号
高知市みづき１丁目711番地
債務者　宮田　　諭
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９６号
福岡県飯塚市西徳前15番12号　市営徳前片峰住宅２棟234号
債務者　小畑　健吾
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第９７号
福岡県飯塚市西徳前15番12号　市営徳前片峰住宅２棟234号
債務者　小畑みゆき
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3864番地１
債務者　宇野　一弘
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２９７号
福岡県久留米市津福本町390番地15
債務者　木戸　清成
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３６号
福岡県小郡市大保1528番地１
債務者　溝上由美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１号
長崎県壱岐市石田町印通寺浦469番地35
債務者　川内みどり
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１７５号
宮崎県都城市南鷹尾町29街区13号　エタニティ201号室
債務者　児玉　和代（旧姓井之村）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３９号
鹿児島県霧島市国分野口町７番10号　グリーンハイツ野口207号
債務者　立小野則子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目24番８―105号　ピアハイツ
債務者　永吉　義文
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
鹿児島県霧島市隼人町住吉284番地　第１ＵＴＯハイツＡ102
債務者　岩城　一恵（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係